

## 保育園型子ども園 1号認定児についての Q&A

Q：子ども園になると保育方針が変わるのですか？また1号認定児の定員は何名ですか？

A：子ども園に移行しても保育方針は変わりません。子ども園になる最大のメリットは、保護者が離職をした場合でも、お子さんが慣れ親しんだ園を転園又は退園しなくてすむようになることです。定員は以上児の各学年2名ずつとなります。

Q：保育時間は、何時から何時までですか？

A：保育時間は、9：30~15：00 までが、基本的な保育時間となります。早朝保育（7：00~9：30）及び延長保育（15：00~18：00）が必要なご家庭については、別途料金で保育を行うことができます。

Q：延長保育料金はいくらになりますか？

A：7：00~9：30 及び 15：00~18：00 まで1時間200円、18：00 以降の利用はできません。

Q：子ども・子育て新制度の支給認定（1号・2号・3号認定）とはなんですか？

A：支給認定とは、必要に応じた保育・教育サービスを提供するために保育の必要性や必要量を判定するものです。支給認定は下表の通りになります。

認定区分	対象年齢	入園・在園に関する形態
1号認定	年少以上	保護者の就労の有無に関係なく入園・在園できる
2号認定	年少以上	就労している等の「保育の必要な事由」に該当し保育を希望する場合
3号認定	未満児	

Q：1か月の給食費はいくらになりますか？

A：主食費を1,200円、副食費を3,600円の合計4,800円徴収させていただきます。

Q：休園日はいつになりますか？

A：土曜日、日曜日及び祝日は、お休みとなります。また、今年度実績としまして、年度始め4月1日、4月2日、夏季休園8月10日~8月14日、冬季休園12月27日~1月5日、年度末休園3月22日~3月31日もお休みとなります。※毎年、休みは異なります。

Q：入園申し込みは先着順ですか？

A：申し込みは、先着順ではありません。申し込み受付期間中に入園申込書を提出して頂き、順次面談を行った上で入園決定させていただきます。